

## 一般競争入札に関する公告

独立行政法人情報通信研究機構の役務の提供等に係る一般競争入札について、下記のとおり公告する。

平成23年1月27日

独立行政法人 情報通信研究機構  
契約担当理事 鈴木 茂樹

- 1 請負件名  
恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業  
詳細別紙仕様書のとおり
- 2 請負期間および請負場所  
別紙仕様書のとおり
- 3 競争参加資格
  - (1) 当機構競争参加資格「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
  - (2) 物品等の契約に係る指名停止等の措置要領（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
  - (3) 下記4で求められた書類を提出し、応札者としての条件を満たした者であること。
- 4 入札者に求められる義務等  
入札に参加しようとする者は、本件の履行にあたって資格・要件を有することの証明として、次に示す書類を提出しなければならない。
  - (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し
  - (2) 適合証明書に基づく証明資料及び付属説明資料
  - (3) その他入札説明書で求める書類等
- 5 入札関連書類の掲載期間  
平成23年1月27日 から 平成23年2月10日 まで
- 6 入札書等提出書類の受領期限並びに提出場所（郵便による場合も同様）  
平成23年2月18日 17:00 必着  
東京都小金井市貫井北町4-2-1  
独立行政法人情報通信研究機構 財務部会計室  
役務契約チーム (TEL:042-327-7447)
- 7 開札の日時及び場所  
平成23年3月3日 15:00  
独立行政法人情報通信研究機構 研究本館1階 入札室
- 8 入札方法  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 9 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 10 入札の無効  
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 11 入札保証金および契約保証金  
免除

## 「仕様書等修正」「質疑応答情報」のお知らせ方法の変更について

入札説明書等は財務部窓口で交付しておりましたが、“物品・役務契約”案件はより多くの業者様に参加いただけるよう、ウェブサイトに掲載することといたしました。

これに関連して、一部対応が変更となりますので、お知らせいたします。

### 記

#### (1) 仕様書等の修正、資料追加のお知らせについて

修正等がある場合、従前は入札説明書等を取りに来ていただいた業者様にメール、FAXで連絡しておりましたが今後は行いません。修正等がある場合、ウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

#### (2) 仕様書の質疑応答の情報について

仕様書に関して質疑応答があった場合、入札説明書を取りに来られた業者様にメール、FAXで情報提供を行っていましたが今後は行いません。

質疑応答があった場合にはウェブサイト上に掲載しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

件名	恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業	
提出書類・部数	入札書、下見積書、資格審査結果通知書の写し 適合証明書、証明資料及び付属説明資料 各1部 <u>※入札書は開札日に開封します。その他の提出書類は、 開札前に審査しますので、同封しないでください。</u> ※委任状は開札日当日にお持ちください	
入札説明会	なし	なし
提出期限	平成23年2月18日	17:00
開札日	平成23年3月3日	15:00
開札場所	情報通信研究機構 本部 入札室 <u>※当日は入札室へ直接お越しください。</u> <u>※印鑑、及び予備の入札書3枚をご持参ください。</u>	
掲載書類	入札説明書 委任状 委任状記載例 入札書 入札書記載例 仕様書 契約書（案）	

**★ 当該契約は2年の複数年契約です。下見積書  
および入札書には2年の総額を記載して下さい。**

★ 入札等に関するお問い合わせ・仕様内容に関する**質問事項**については、Eメールにて当機構ホームページの“**調達情報**”の書式にあります**フォーマット**により事務担当までご連絡いただきますようお願いいたします。  
なお、仕様書内容に関する質問事項の受付期限は、当機構ホームページ“**調達情報**”に示す、“**入札説明書交付期限**”の翌々日の午前中とさせていただきます。  
※土日祝日の場合には翌営業日の午前中とします。

★ 開札日は守衛室で受付後、5分前を目処に入札室へ直接お越しください。なお、委任状は入札室にて受理いたします。

事務担当： 役務契約チーム 戸田  
TEL/FAX： 042-327-7447/7591  
Eメール： toda@nict.go.jp  
住所： 184-8795 東京都小金井市貫井北町4-2-1

# CD-ROMの提出について

## 1 CD-ROMの提出について

本件、一般競争入札の提出書類として、入札説明書に記載された、“適合証明書 証明書類及び付属説明資料”、“技術提案書等”、もしくは“製作仕様書等”について、CD-ROMに当該ドキュメントデータを保存し、提出期限までに入札書等と共に1枚提出されますようお願いいたします。

## 2 データ形式

txt、doc、xls、pdf、htm、htmlのいずれかとします。  
※コピープロテクトは掛けないでください。

## 3 ファイル名

書類の名称をファイル名とすること。

付属資料が複数ある場合には、整理番号等をファイル名に記載し審査者が見易いようにしてください。

例)

適合証明書 → 適合証明書.pdf

適合証明書 付属説明資料1 → 適合証明書 付属説明資料1.pdf

適合証明書 付属説明資料2 → 適合証明書 付属説明資料2.pdf

## 4 条件

日本国内向けのwindowsXP、7をOSとするPCで閲覧が可能であること。

## 5 CD-R 記載例

以下のイメージのとおり、CDには会社名等を記載してください。



## 6 お願い

CD-ROMを提出される前に、自社内でデータを読み込めることを確認してください。

## 7 個人情報

個人情報はドキュメントに含めないでください。

## 8 CD-ROMでの提出が難しい場合には事務担当までご連絡ください。

# 入札説明書

(役務 最低価格落札方式)

独立行政法人 情報通信研究機構

## 1. 入札資格

- (1) 次項に該当する者は、本入札に参加する資格を有しないものとする。
- (ア) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者についてはこの限りでない。
- (イ) 次の各号のいずれかに該当する事実があるため、当機構が不適当と認めた者。
- ① 契約の履行に当たり故意に作業を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
  - ③ 競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
  - ④ 当機構職員による監督又は検査の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由なしに契約を履行しなかった者
  - ⑥ その他、当機構に損害を与えた者
  - ⑦ 前各号のいずれかに該当する事実があるため当機構が不適当と認めた者を、代理人、支配人及びその他使用人として使用した者
- (2) 競争参加資格
- (ア) 当機構競争参加資格、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。  
又は総務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の競争参加資格を有すること。
- (イ) 入札書の提出期限の日から開札までの期間に、当機構から「物品等の契約に係る指名停止等の措置要領」（平成19年4月16日07財務部通知第2号）に基づく指名停止を受けていないこと。  
国の機関又は他の独立行政法人のいずれかから指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 競争参加資格の審査申請  
競争参加資格を有しない者で本件入札に参加を希望する者は、速やかに資格審査申請を行わなければならない。  
<問合せ及び申請書の提出先>  
〒184-8795 東京都小金井市貫井北町四丁目2番1号  
情報通信研究機構財務部会計室役務契約チーム TEL 042-327-6115

## 2. 提出書類

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、以下の書類を提出しなければならない
- (ア) 入札書（封筒に入れ密封）
- (イ) 委任状（代理人による場合） ※委任状は開札日当日にお持ちください。
- (ウ) 競争参加資格を有することを証明する書類（資格審査結果通知書の写し等）
- (エ) 当機構の交付する仕様書に基づく下見積書（別紙1参照）
- (オ) 当機構の交付する仕様書に基づく適合証明書、付属説明資料（付帯作業の仕様書、工程表、必要な解説資料）等（別紙2参照）
- (2) 当機構へ提出する書類については、入札者において準備、作成することとし、作成に要する費用は、入札者の負担とする。
- (3) 当機構がいったん受領した書類は、返却しない。
- (4) 原則として、入札者が提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 入札者が自己の有利を目的に、提出する書類に虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断された場合は、無効とする。

## 3. 入札書の記載方法

- (1) 入札書の作成及び提出方法
- (ア) 入札書は日本語で記載すること。なお、金額については邦貨（円）とする。
- (イ) 入札書は当機構所定の様式によること。
- (ウ) 入札書に記載する事項は次のとおりとする。
- ① 入札金額 ※落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金

額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札金額は、作業に要する一切の諸経費を含めたものとする。

※複数年契約の場合は、複数年分の総額を記載すること。

②入札件名

※仕様書の通り

③単位・数量

※仕様書の通り

④入札年月日

※提出年月日とする

⑤入札者氏名及び押印

※法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者氏名並びに印とする。外国業者にあっては、押印は署名をもって代えることができる。

(エ) 入札書を提出する場合には、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表面に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札「〇〇（※入札件名）」の入札書在中」と朱書しなければならない。

(オ) 郵便等による場合は、前記（エ）により作成し、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」から順に回数を記載して、それらをまとめ別の封筒に入れ、表面に「入札書在中」と記載して、提出期限までに事務担当まで郵送（必着）しなければならない。なお、入札回数は4回までのため、提出は4枚までとする。また、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

(カ) 入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

## (2) 無効の入札書

次のいずれかに該当する入札書は無効とする。

(ア) 本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者（資格審査が開札時までには終了しないとき、又は資格を有すると認められなかったものを含む）の提出した入札書

(イ) 入札日時までに入札場所に提出されない入札書

(ウ) 委任状の無い代理人により提出された入札書

(エ) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者により提出された入札書

(オ) 2通以上の同時の入札書

(カ) 記載事項が不備な入札書で次に該当するもの

①入札金額が不明確なもの

②入札件名等が示したものと異なるもの

③入札者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）の記載のないもの

④その他記載事項が不備又は判読できないもの

⑤金額及びその他記載事項を訂正したもの。訂正印使用も無効とする。

## (3) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

## (4) 代理人による入札

(ア) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名及び名称又は商号並びに代理人であることを表示の上、当該代理人の氏名及び印（外国人の署名を含む）を記名、捺印するとともに、開札時まで当該代理人に係る委任状を提出しなければならない。

(イ) 入札者または、その代理人は本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

## 4. 入札保証金及び契約保証金 免除

## 5. 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

(2) 落札者は、競争参加資格をすべて満たし、適合証明書を提出し本請負契約の履行可能が認められた者で、当機構で定めた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者とする。

(3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員を立ち合わせて行う。

- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。また、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (5) 入札者又はその代理人は、当機構の契約担当等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合以外には、開札場所を退出することができない。
- (6) 開札において、各入札者の入札がいずれも予定価格に達しない場合には、直ちにその場で再度の入札を行う。なお、当該入札回数は4回までとする。
- (7) 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札事務に関係のない当機構の職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定する。
- (8) 落札者を決定したときは、落札者の氏名及び落札金額を各入札者に通知する。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。
- (9) 当該落札者により契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、価格の最も低いものをもって落札者とする。

#### 6. 契約条件等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の作成
  - (ア) 競争入札を行い契約の相手方が決定した時は、遅滞なく契約書の取り交わしをするものとする。
  - (イ) 契約書は、別紙契約書（案）により2通作成し、双方各1通を保管する。
  - (ウ) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は当機構所定のものを交付する。
  - (エ) 当機構の契約担当が契約の相手方とともに契約書に記名、押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約代金の支払方法、支払の場所及び時期
  - (ア) 契約代金は、銀行振込によりあらかじめ届出のあった指定金融機関への振込みとする。
  - (イ) 契約代金は、契約の履行後に当機構が行う検査に合格した後、適法な支払請求書を受理した日を含む月の翌月末までに支払うものとする。
- (4) 落札者が契約の締結を辞退し、又は契約書の提出をしない時は、この落札は無効とする。



下見積書作成要領

下記により下見積書を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

- \* 複数年契約の場合は、複数年分の総額を見積願います。
- \* 積算額については、作業に要する一切の諸経費を含めた総額で見積願います。
- \* 見積の内訳については、1式とすることなく、仕様書による各作業項目毎に、労務費（時間数×労務単価表示にて）、諸経費等詳細に明示願います。また、同労務単価及び諸経费率等の確認ができる証明書類（社内規程写し等）の資料を添付願います。資料においては、御社規程上は、1人日が何H、1人月が何日かという部分もお知らせください。
- \* 現地対応等で、旅費・宿泊費等が発生する場合は、これに対する社内規定等、その内容を確認できる資料（写し等）を添付願います。当該資料に関して、部外秘等の扱いがある場合は、当該費用の御社内価格証明書等の作成（適宜様式）をお願いいたします。また、交通費、運賃等については、既に消費税相当額が含まれたものがほとんどですので、別項目計上或いは、消費税相当額を割戻し計上してください。
- \* 本業務実施にあたり下請け等の作業が発生する場合は、下請者の御見積（写し）も添付ください。
- \* 既製品の購入等がある場合は、その製品名、型番をあきらかにし、当該品のカタログあるいは、仕様書等を添付ください。また、製品定価のあるものは、その価格表もあわせて添付ください。（購入会社の見積がある場合は、その写しでも結構です。）
- \* 見積上労務費以外の経費が発生する場合（諸経費除く）、何に要する経費が明らかにしてください。
- \* 出精値引のある場合については、必要経費等積上げ後、消費税を計上する前に値引き処理願います。

適合証明書作成要領

下記により適合証明書を作成し、提出期限までに御提出いただきますようお願いいたします。

- \* 本要領は、当該契約の入札にあたり、当機構の求める**仕様内容**が履行できるかどうか、審査するために提出していただく適合証明書について、審査上最低限必要となる事項を提示するものです。
- \* 適合証明書については、別紙3の様式にて押印したものを書面にて提出してください。  
なお、別紙3の各項目の応札者の要件ついて、各要件を満たしていることの証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）等を受領期限までに提出してください。  
証明資料及び付属説明資料については、紙媒体のほか電子媒体での提出も可能です。その場合、ファイル形式はPDFファイルとしメディアに保存して提出してください。
- \* 書式は原則としてA4判横書きとし、製本の要否は特に求めないがA4横判の場合は上綴じ、A4縦判の場合は左綴じとすること。
- \* **適合証明書等の内容により本契約の履行可能が認められない場合は、入開札の対象とならないので留意願います。**

## 適 合 証 明 書

「恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業」について、以下のとおり適合することを証明いたします。

日付：平成 年 月 日

住 所 :

社 名 :

代表者氏名 : 印

担当者連絡先 :

応 札 者 の 要 件		合 否
1	これまでに本件作業と同様又は類似した作業内容での契約実績があること。	

注1：「合否」欄に措置している場合は「○」を、措置していない場合は「×」を記入し、各項目について条件を満たしていることの証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）等を添付してください。

注2：当証明書の提出については、契約捺印者の印をもって捺印の上、提出してください。

注3：適合証明書等の内容により本請負契約の履行可能が認められない場合は、入開札の対象とならないので留意願います。

# 委任状

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構  
契約担当理事 殿

住 所

会 社 名

代表者名

印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名  
及び使用印

印

委任事項 独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請  
負作業

# 記載例

記入箇所

## 委任状

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構  
契約担当理事 殿

住所  
会社名  
代表者名

社印 代表者印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

受任者氏名  
及び使用印

※開札時に代表者の方が立ち会えない場合、本紙を作成の上御提出ください。上記受任者は入札立会者の名称でお願いいたします。また、競争参加資格の取得者が、御本社であり、入札契約行為が営業所対応となるような場合は、各権利（契約の件、入札の件、代金収受の件等）委任を証明する委任状もあわせて御提出ください。（様式適宜）

委任事項 独立行政法人情報通信研究機構において行われる、以下の入札に関する一切の権限

件名 恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業

※委任状は開札日当日にお持ちください

# 入札書

平成 年 月 日

独立行政法人 情報通信研究機構  
情報通信研究機構契約担当理事 殿

入札者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金 \_\_\_\_\_ 円

## 内 訳

品名及び規格	単位	数量	単価	合価
恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業	式	1		

金額は、複数年分の契約希望総額の100/105に相当する金額であること。

# 記載例

## 入札書

独立行政法人 情報通信研究機構  
 情報通信研究機構契約担当理事 殿

入札説明書に定められた事項を承諾の上、下記のとおり入札します。

金  円

委任された方  
 ※入札日に提出される1回目の札には不要です。  
 開札時に会場で受任者の方が記載頂く2回目以降の札には必要で

提出日 平成  年  月  日

入札者 氏名

会社名

代表者名

社印

代表者印

受任者

印

委任状と同じもの

記入箇所

### 内 訳

入札価格(入札説明書 3(1)(ウ)①参照)

品名及び規格	単位	数量	単価	合 価
恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業	式	1		<input type="text"/>

- (注1) 金額は、複数年分の契約希望総額の100/105に相当する金額であること。
- (注2) 入札書は、封筒に入れ密封してください。
- (注3) 開札日当日には、予備の入札書3枚をご持参ください。

# 仕 様 書

- 1.件 名 恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業
- 2.目 的 本作業は、電気事業法及び自家用電気工作物保安規定等関連法令に準じて、当所受電設備及び電線路等自家用電気工作物全般について、保安業務を行う。
- 3.作業期間 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで
- 4.作業場所
  - ①. 沖縄県国頭郡大宜味村饒波比謝 1321-1  
大宜味大気観測施設
  - ②. 沖縄県国頭郡大宜味村饒波比謝 1321-1  
大宜味電波観測施設
  - ③. 沖縄県名護市源河 2575  
名護降雨観測施設
  - ④. 沖縄県八重山郡与那国町字与那国 1157-1  
与那国海洋観測施設
  - ⑤. 沖縄県国頭郡恩納村恩納野原 4484  
沖縄亜熱帯計測技術センター

## 5.作業内容

### 定期点検作業

別表 1-1～1-4 に基づき、当所が指定した日に実施すること。各施設の定期点検の頻度については別表 3 を参照すること。

#### (1)臨時点検

別表 2 に基づき実施すること。

#### (2)緊急点検作業

○当所担当者から連絡を受けた場合に速やかに実施すること。

○4.作業場所⑤の沖縄亜熱帯計測技術センターについては、当該センターにある絶縁監視装置からの信号を受信できる状態にしておき、発報があった場合に速やかに実施すること。（\*絶縁監視装置は請負者が独自に用意しモノを取付設定し、利用することも可とする。）

#### (3)その他

- ・ 当所担当者から依頼があった場合、電気工作物の設置又は変更の工事について設計の協議、工事の監督及び竣工検査を行い必要な指示又は助言を行うこと。
- ・ 電気工作物の事故発生の場合は、応急処置を指導するとともに、事故原因を探求し、再発防止につき、とるべき処置を指示又は助言し必要な精密点検を行うこと。



- ・ 点検時において、法令に定める技術基準に適合しない箇所を発見したときは、当所担当者と打ち合わせのうえ必要な措置を講ずること。  
法令に定める官庁検査の立会いを行うこと。

#### 6. 貸与品の有無

無し

#### 7. 報告提出及び検査

- (1) 報告書提出：点検報告書を2部
- (2) 提出先： 沖縄亜熱帯計測技術センター
- (3) 検査： 作業終了後、当所担当者の検査を受けること

#### 8. 注意事項

- (1) 前年度に当作業を請け負った者以外が当作業を落札した請負者で、前業者からの引継ぎが必要な場合は、請負者の責任で前業者から引継ぎを受け、請負期間到来後は速やかに作業を遂行すること。
- (2) 本仕様書は、作業の概略を示したものであるから、着手前に当所担当者と十分打ち合わせの上、実施すること。
- (3) 本仕様書及び本作業に疑義があるときは、当所担当者の指示によること。
- (4) 本作業の実施により、建築物、工作物等に損傷を与えた場合は、速やかに当所担当者に申し出るとともに、請負者の責任においてこれを現状に復すること。
- (5) 本作業に付帯して実施しなければならないものは、請負金額の範囲内でこれを行うこと。

別表 1-1

## 保安管理業務の細目

## 1. 月次点検及び年次点検

電気工作物		点検方法	月次点検	年次点検
受 電 設 備  第 二 受 電 設 備 以 降 を 含 む	責任分界となる 区分開閉器、引込線等 (架空電線、指示物、 ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		区分開閉器動作試験		○
		保護継電器動作試験		○
	断路器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		動作試験		○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	変圧器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	電力用コンデンサ	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	避雷器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	母線	外観点検	○	○
絶縁抵抗測定			○	
その他の高圧機器	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
配電盤、 制御回路	外観点検	○	○	
	絶縁抵抗測定		○	
	保護継電器動作試験		○	
	制御回路試験		○	
受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外観点検	○	○	
接地装置	外観点検	○	○	
	接地抵抗測定		○	
発 電 装 置  非 常 用 予 備	低圧非常用予備発電装置	配電盤・分電盤	○	○
		原動機	○	○
		発電機	○	○
		蓄電池	○	○
		接地	○	○
配 線 設 備	配電線路 (架空電線、支持物、 ケーブル)	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	断路器、遮断器、開閉器、 変圧器、計測用変成器、 電力用コンデンサ、その他 高圧機器	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
	接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○

電 所 気 の 使 設 用 備 場	電動機類、電熱装置、 電気溶接機、照明装置、 配線、配線器具、 その他の機器、接地装置	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		漏洩電流測定	○	○

## 2. 臨時点検

次に掲げる電気工作物については、その都度異常状況の点検、絶縁抵抗測定を行い、必要に応じて高圧の電路及び機器の絶縁耐力試験を実施すること。

- (1)高圧機材が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備の全電気工作物。
- (2)受電用遮断機（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気工作物。
- (3)その他の電気機材に異常が発生した場合は、その電気工作物

2 高圧配電設備に事故発生の恐れがある場合は、その都度点検、測定及び試験を実施すること。

## 3. 各施設の情報

施設名	設備容量 (KVA)	非常用発電 機 (V)	非常用発 機 (KVA)	定期点検頻度	絶縁監視装置
沖縄亜熱帯計測技術センター	900	220	234	2ヶ月に1回	有
名護降雨レーダ施設	110	220	72	1ヶ月に1回	無
大宜味大気観測施設	150	220	100	1ヶ月に1回	無
大宜味電離層観測施設	低圧	220	80	1ヶ月に1回	無
与那国海洋観測施設	低圧	220	25	1ヶ月に1回	無

別表1-2

## 点検・測定及び試験の基準

## 月次点検及び年次点検

注7 電気工作物		点検・測定及び試験	注6 月次点検	注6 年次点検
引 込 設 備	引込線等 (電線及び支持物、 ケーブル)	注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
		注3 *1 絶縁抵抗測定		○
	配電盤及び制御回路	注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
		注3 *1 絶縁抵抗測定		○
	接地装置	注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
		注4 *2 接地抵抗測定		○
非常用予備発電装置	内燃機関及び 附属装置	注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
	発電機及び 励磁装置	注5 *1 起動試験	○	○
		注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
		注3 *1 絶縁抵抗測定	○	○
注4 *2 接地抵抗測定		○		
電気使用場所の設備	発電機類 電動機類 電気熱溶接器具 照明装置 配線及び配線器具 その他の機器類 接地装置	注1 外観点検	○	○
		注2		○
		注3 *1 観察点検		○
		注3 *1 絶縁抵抗測定		○
		注4 *2 接地抵抗測定		○

注1 「外観点検」は、電気工作物を停止しない状態で、梯子その他の器物を用いないで到達できる範囲内で、点検する。

注2 「観察点検」は、電気工作物を停止した状態で、点検する。

注3 \*1を付した項目は、電気工作物を目視のほか、電気保安協会と協議して電気を止めずに実施することがある。

注4 \*2を付した試験項目は過去の実績によってその一部又は全部を省略することがある。

注5 \*3を付した試験項目は、電気保安協会が実施するほか、電気保安協会の指導を受けて設置者が必要に応じ実施する。

注6 月次点検及び年次点検の具体的実施項目は、別表2(巡視・点検の基準)による。

別表1-3

## 巡視・点検の基準

点	検	対	象	月次点検	年次点検
				点検箇所のねらい	点検箇所のねらい
非常用予備発電装置	原動機関係	内燃機関係 燃料貯油槽 冷却装置 潤滑油 排気系統 始動系統 防振装置		1.燃料の貯蔵量 2.冷却水の貯水量 3.冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油 4.汚損、損傷、腐食、変形 5.始動装置異常 6.運転状態異常 空気圧力、蓄電池電圧 始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水	1.燃料の貯蔵量 2.冷却水の貯水量 3.冷却水配管系統からの漏水、潤滑油配管系統からの漏油 4.汚損、損傷、腐食、変形 5.始動装置異常 6.運転状態異常 空気圧力、蓄電池電圧 始動、停止、振動、過熱、異音、換気、冷却水
				発電機関係	本接地装置
蓄電池	蓄電池装置	本充電装置 付属装置	本体	1.液面、ケースの破損、 亀裂、端子のゆるみ 2.充電装置の動作状況 架台の腐食、破傷 床面の腐食、破傷	1.液面、ケースの破損、 亀裂、端子のゆるみ 電池電圧及び比重の 測定(必要な都度) 2.充電装置の動作状況 架台の腐食、破傷 床面の腐食、破傷

別表1-4

## 巡視・点検の基準

点検対象			月次点検	年次点検
			点検箇所のねらい	点検箇所のねらい
使用設備	電動機	本体	1.異音、回転、過熱 2.異臭、損傷、振動 3.汚損 4.端子引出線の損傷 5.接地線の断線、外れ	1.異音、回転、過熱 2.異臭、振動、汚損 3.端子引出線の損傷 端子のゆるみ 4.接地線の断線、外れ
	電熱装置	本接続部	1.耐熱装置の老朽、破損 2.電熱線接続部変色 3.変形、変色、腐食 可燃物との離隔距離 4.接地線の断線、外れ	1.耐熱装置の老朽、破損 2.電熱線接続部の過熱、ゆるみ 3.変形、変色、腐食 可燃物との離隔距離 4.接地線の断線、外れ
	照明設備		1.異音、汚損、不点、損傷、変形、変色 2.接地線の断線、外れ	1.異音、汚損、不点、損傷、変形、変色、温度、照度 2.接地線の断線、外れ
	溶接機	本体ホルダー溶接ケーブル	1.過熱、異音、異臭、損傷、変形 接地線の断線、外れ 溶接ケーブル損傷 2.ホルダー破損	1.過熱、異音、異臭、損傷、変形 接地線の断線、外れ 溶接ケーブル損傷 2.ホルダー破損
	その他の機器		1.過熱、異音、異臭、変色、 2.変形、損傷、腐食 3.接地線の断線、外れ	1.過熱、異音、異臭、変色、 2.変形、損傷、腐食 3.接地線の断線、外れ
	配線及び配線器具	配線器具 開閉器ヒューズ	1.開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色	1.開閉器、配線器具等の汚損、損傷、変色、過熱 2.接続部のゆるみ
備考欄				

契約 番号	平成23年度	契約 月日	平成23年4月1日
----------	--------	----------	-----------

## 作業請負契約書

(契約保証金免除)

件名 恩納研究庁舎・無人観測施設自家用電気工作物保安業務請負作業

作業場所 仕様書のとおり。

作業期間 平成 年 月 日 から  
平成 年 月 日 まで

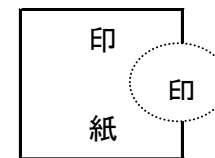
契約金額 金 円 (うち消費税及び地方消費税額 - 円) 也

この消費税及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に105分の5を乗じて算出した額である。

年 度	合 価
23 年 度 平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日	
24 年 度 平 成 年 月 日 ~ 平 成 年 月 日	
計	-

上記の契約について、独立行政法人 情報通信研究機構 契約担当理事 鈴木 茂樹 を甲とし、

請負者 を乙とし、次の条項により契約する。



(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の作業を誠実に実施し、甲の指定する日時までに完了しなければならない。

2 仕様書に明示されていない事項または仕様書に疑義があるときは、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては、乙は第8条の規定による監督職員の指示に従うものとする。

3 乙は、本契約の締結後、甲が特に必要ないと認めた場合を除き、速やかに図面及び仕様書に基づく作業費内訳明細書及び工程表（各1通）を作成し、甲に提出して、その承認を受けるものとする。

(権利義務の承継)

第2条 乙は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を一括して第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(施設等の使用)

第3条 甲は、この契約の履行に必要な施設等を乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項の施設等の使用にあたっては、善良な管理者の注意義務をもって取り扱わなければならない。

3 乙は、故意または重大な過失によって、第1項の施設等をき損したときは、甲の指定する期間内に原状に復し、又は、その損害を賠償しなければならない。

4 作業に必要な光熱水料は、甲の負担とする。

(作業員)

第4条 乙は、作業を履行するにあたり甲の建物、敷地内へ立入る必要があるときは、あらかじめ甲に書面により作業員名簿を通知するものとする。

(下請業者)

第5条 乙は、本契約に関する業務の一部を、乙の責任において下請業者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対し、その旨をあらかじめ書面により届け出なければならない。

2 前項の場合において、下請業者の行為はすべて乙の行為とみなすものとし、乙は本契約において負う責任を免れることはできない。



(作業内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、作業の内容を変更し、若しくは作業を一時中止することができる。この場合において、請負金額又は請負期間を変更する必要がある時は、甲乙協議して、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、甲の責に帰しがない事由がある場合は、この限りではない。

(代理人)

第7条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため代理人を選任する場合は、あらかじめ書面により甲に届け出なければならない。

2 前項の場合において、代理人の行為はすべて乙の行為とみなすものとする。

(監督)

第8条 甲は、乙の契約の適正な履行を確保するため、必要がある場合は監督職員を定め、契約条項及び仕様書等に基づき、作業内容、使用材料、工程等に関し、指示、その他の方法により必要な監督を行わせることができる。

2 甲は、監督職員を定めたときは、その職員の氏名及び権限並びに事務の範囲を乙に通知するものとする。

3 乙は、監督職員の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

4 監督職員は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

5 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 乙は、作業が完了したときは、甲の定める書面をもって甲に届け出なければならない。

2 甲は、前項の届け出を受理した日から起算して10日以内に成果物について検査を行い、検査に合格したときをもって成果物の引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果物について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届け出をし、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については、前項を準用する。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を甲に引き渡すものとする。

(一般的損害)

第10条 この契約の成果物の引渡し前に生じた成果物の亡失、破損等はすべて乙の責任とする。但し、その損害の発生が甲の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(臨機の措置)

第11条 乙は、災害防止等のため特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合において、乙はそのとった措置について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(不可抗力による損害)

第12条 天災その他乙の責に帰しがたい事由により作業上、甲に損害を与えた場合において、乙が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認められるものについては、その損害は甲が負担するものとする。

(第三者に対する損害)

第13条 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与える恐れがあるときは、あらかじめ自己の費用をもって必要な予防措置を講じるものとする。

2 乙は、作業の実施について、第三者に損害を与えたときは、その折衝及び賠償の責を負うものとする。ただし、甲の責に帰する事由による場合は、この限りではない。

(代金の支払)

第14条 乙は、検査に合格したときは、適法な支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に定める支払請求書を受領したときは、当月末締め翌月末（請求書を受領した日の翌日から起算して支払期日までの期間を、以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

(支払遅延による遅延利息)

第15条 甲の責に帰すべき事由により、甲が約定期間内に代金を支払わないときは、この約定期間満了の日の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、当該金額に対し年 3.3パーセントの割合をもって計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

2 前項の定めにより計算した金額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てるものとする。

(かし担保)

第16条 乙は、第9条第4項の引渡し後に発見された成果物のかしについて引渡しの日（当該かしが、乙の故意又は重大な過失に基づく場合は、当該かしが発見された日）から1か年間担保の責を負わなければならない。

2 甲は、前項のかしの修補に代えて損害賠償の請求をすることができる。

(納期の猶予及び遅滞金)

第17条 乙の責に帰すべき事由により、頭書の請負期限までに作業を完了することができないときは、あらかじめ甲にその事由及び作業完了可能年月日を明示して期限の延伸を申し出るものとする。

2 甲は、期限を延伸しても契約の目的の達成に著しく支障がないと認めるときは期限を延伸することができる。

3 乙が期限を超えて作業を履行したときは、甲は前項の請負期限の延伸を承認した場合であっても、頭書の請負期限の翌日から起算して、作業が完了した日までの日数に応じて遅滞1日につき当該契約金額に年5パーセントの率を乗じて得た額の遅滞金を取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は、天災地変等やむを得ない事由によるものであるときは、これを取得しない。

(談合等不正行為があった場合の違約金)

第18条 乙が、次号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として、第22条の違約金とは別に、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。次号において「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 乙が、前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、

年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

#### (契約金額の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、次の各号に掲げる理由により、契約金額決定の前提となった諸条件に変動を生じた場合は、協議の上、この契約の定める契約金額、その他これに関連する条件を変更することができる。

- (1) 仕様書その他契約条件の変更。
- (2) 税法その他法令の制定又は改廃。
- (3) 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他甲がやむを得ないと認めた理由に基づく条件の変更。

2 前項に定める契約金額の変更は、請負費内訳明細書に記載する価格によりこれを算出するものとし、これによりがたい場合には、甲乙協議してその金額を変更することができる。

#### (甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに、契約書に定める期限までに、この契約を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 乙が解約を申し出たとき。
- (3) この契約の履行に関し、乙又はその代理人（下請人は代理人とみなす）、使用人に著しい不正な又は不誠実な行為があったとき。
- (4) 乙が、破産の宣告を受け、又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続きの申立てがある場合など、経営状態が著しく不健全と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙が契約上の義務に違反したことによって、この契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

#### (乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第22条 甲は、第20条第1項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の100分の20に相当する金額を乙から違約金として取得するものとする。ただし、その額が100円未満であるとき又は第1号及び第2号に定める場合において、乙の責に帰しがない事由があるときは、これを取得しない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第23条 甲又は乙は、第20条又は第21条に基づき、本契約を解除し、又は相手方が本契約に違反したときは、これにより被った損害の賠償を相手方に請求することができる。損害の算定にあたっては、自らの義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除くものとする。

(特許法等上の権利の損害の禁止)

第24条 乙がこの契約の履行にあたり、第三者の有する著作権法、特許法、実用新案法、意匠法若しくは商標法上の権利又は技術上の知識を侵害したため、甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対してその賠償を請求することができる。

(支払代金の相殺)

第25条 この契約により、甲が、乙から取得する金額があるときは、甲は、この金額と乙に支払う代金と相殺することができる。

(技術情報の取扱)

第26条 乙は、この契約の履行上において得た技術情報をすべて甲に開示するものとし、その内容についての利用及び処分の権利は、甲が特別に認めたもの及び乙が契約締結時既に所有していると立証されたものを除き、甲が所有するものとする。

2 乙が、甲に帰属する技術情報を甲との契約以外に利用し、又は第三者に開示しようとする場合は、甲の承認を得なければならない。

(成果物の部分使用)

第27条 甲は、成果物の一部が完了した場合において必要があるときは、完了した部分について検査を行った後、その合格部分の全部又は一

部を乙の同意を得て使用することができるものとする。

- 2 甲は、成果物の未完了の部分についてもやむを得ない場合においては、乙の同意を得てこれを使用することができるものとする。
- 3 前項の場合において、甲はその使用部分について保管の責を負わなければならない。
- 4 甲は、第1項又は第2項の場合において、甲の使用により乙に損害を及ぼしたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

(成果物の自由使用权)

第28条 甲は、この契約の成果物を自由に使用することができるものとする。

(秘密の保全)

第29条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

- 2 個人情報の秘密保持については、本契約書附則に定めるところによる。

(紛争の解決)

第30条 甲及び乙は、この契約の履行に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判管轄)

第31条 本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するために、本契約証書2通を作成し、双方記名、捺印の上、各1通を保管する。

平成23年4月1日

甲 東京都小金井市貫井北町4-2-1  
独立行政法人 情報通信研究機構  
契約担当理事 鈴木 茂 樹

乙 住所  
氏名

## 附 則

### 第1条（個人情報の秘密保持）

乙は、本件業務の遂行および契約の履行に関して知り得た甲の保有個人情報（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ）を、本契約の有効期間中のみならず、本契約解除後も永久に、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしてはならない。

### 第2条（個人情報の利用制限）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を本件業務の遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を加工・複製してはならない。但し、事前に甲に対して加工、複写が業務上必要である旨を通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

### 第3条（安全対策）

乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報への不当なアクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の危険に対して技術面および組織面において必要な安全対策を講じるものとする。

- 2 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を扱う業務の執行場所について入退管理や施錠、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の持出時の管理等、適切な安全対策を講じるものとする。
- 3 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報を適正に取り扱うため、乙の従業者（役員、正社員、契約社員、協力会社社員、派遣社員、アルバイト等雇用形態を問わない）に対して教育を行うものとする。
- 4 乙は、甲より提供を受けた甲の保有個人情報は、本件業務の終了後、甲の指示に従い、甲から提供を受けた個人情報並びにその複製物及び複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。

### 第4条（再委託の制限）

乙は、甲の保有個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託業務の内容、再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 乙は、前項のただし書に基づく再委託を行う場合において、再委託先に対して個人情報保護に関する十分な監督を行わなければならない。

### 第5条（報告及び監査）

乙は、甲に対し、甲より提供を受けた甲の保有個人情報の取扱状況につき、月に1回の割合で定期的に報告を行わなければならない。

- 2 甲は、事前に通知することなく、乙の個人情報の取扱状況及び本契約の遵守状況につき監査を行うことができる。
- 3 前項の監査の結果、個人情報の取扱状況が望ましくない場合及び契約が遵守されていないことが確認された場合、甲は乙に対して改善要求を行うことができるものとし、乙は、対応方法について甲と相談の上、速やかに対応しなければならない。

### 第6条（事故時の対応及び責任）

乙は、個人情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じるものとする。

- 2 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。